

## 随意契約結果表

所 属	観光振興課－2400002
契 約 日	令和6年8月16日
契約業者名	三井住友カード株式会社
品 名	クレジットカード消費データ
契約金額 (税込み)	4,400,000円
随意契約理由	<p>本業務は、やまなし観光推進計画に定める観光消費額等の KPI を達成するため、インバウンドに関するクレジットカード消費データを購入し、効果検証及び事業立案等の基礎データとして活用するものである。</p> <p>三井住友カード(株)は、会員数1,300万人・加盟店数200万店、年間取扱金額12兆円、取引数5億件/月ものボリュームで決済データを保有しており、観光庁が公表する旅行消費額データの約20%を占めるなど業界トップクラスとなっている。</p> <p>同社の決済データは、個人や加盟店が特定できないよう統計処理が施され、顧客属性や、顧客行動ごとに集計した購買情報について、様々な切口での集計・可視化が可能である。</p> <p>また、同社は、(公社)日本観光振興協会が事務局を務める「日本観光振興デジタルプラットフォーム推進コンソーシアム」にメンバーとして参画し、自治体や観光協会等に観光関連データを提供する「観光予報プラットフォーム」において、決済データを提供することにより、官公庁等におけるマーケティングを支援している。</p> <p>さらに、本県においては、同社から2019年及び2023年の決済データを購入しており、今回購入予定の2024年データと合わせて比較することで、より効果的な分析が可能となる。</p> <p>本業務の実施に際し、必要となるデータを提供できる業者は同社しかいないため、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p> <p>また、当該データは一会社の専有するものであり、山梨県財務規則第137条第3項の特別な理由に該当するので見積合わせを省略する。</p>
随意契約の根拠 法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号